

資料 4 提出図書一覧

①基本設計図書一覧

成果物	部数	備考
1. 建築（総合） 【建築（総合）基本設計図書】 ・設計説明書 ・仕様概要書 ・仕上概要表 ・面積表及び求積図 ・敷地案内図 ・配置図 ・平面図（各階） ・断面図 ・立面図（各面） ・外構図 ・全体工程表 【工事費概算書】	 5部 1部	 A3 A4ファイル
2. 建築（構造） 【建築（構造）基本設計図書】 ・構造計画説明書 ・構造計画概要書 【工事費概算書】	 5部 1部	 A3 A4ファイル
3. 電気設備 【電気設備基本設計図書】 ・電気設備計画説明書 ・電気設備設計概要書 【工事費概算書】	 5部 1部	 A3 A4ファイル
4. 給排水衛生設備 【給排水衛生設備基本設計図書】 ・給排水衛生設備設計説明書 ・給排水衛生設備設計概要書 【工事費概算書】	 5部 1部	 A3 A4ファイル
5. 空気調和・換気設備 【空気調和・換気設備基本設計図書】 ・空気調和・換気設備計画説明書 ・空気調和・換気設備設計概要書 【工事費概算書】	 5部 1部	 A3 A4ファイル
6. 昇降機設備 【昇降機基本設計図書】 ・昇降機計画説明書 ・昇降機設計概要書 【工事費概算書】	 5部 1部	 A3 A4ファイル

成果物	部数	備考
7. その他 【透視図】	5部	A3（外観2、内観2）
8. 資料・提出図書 【各種技術資料】 【各種議事録】 【その他必要な図面・資料】 【CADデータ又は電子データ】	1式 1式 1部 1式	A4ファイル A4ファイル A4ファイル CD-R等 （CADデータ（sfc形式及びオリジナルデータ）、その他（Word、Excel、PDF等）） ※図面データはPDFデータも提出のこと

- 《注意》・本事業で整備する建築物ごとに設計図書を作成すること。
- ・「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計をいう。
 - ・「構造」とは、建築物の構造に関する設計をいう。
 - ・「設備」とは、建築物の設備に関する設計をいう。
 - ・「構造」、「設備」の成果図書は「総合」の成果図書の中に含めることもできる。
 - ・「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。
 - ・「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。
 - ・「全体工程表」には、実施設計、各種協議、申請及び工事期間を含む。

②実施設計図書一覧

[illegible]

[illegible]

③完成図書一覧

提出書類	部数	備考
【竣工図（建築）】	1式	A3二つ折製本（3部）
【竣工図（電気設備）】	1式	A3二つ折製本（3部）
【竣工図（機械設備）】	1式	A3二つ折製本（3部）
【竣工図（昇降機設備）】	1式	A3二つ折製本（3部）
【竣工図（什器・備品配置票）】	1式	A3二つ折製本（3部）
【図面等が収録された電子媒体】	2部	CD-R等（CADデータ（sfc形式及びオリジナルデータ）、PDF）
【取扱説明書】	2部	A4ファイル
【保全に関する資料】	2部	A4ファイル
【工事記録写真】	2部	適宜（電子データを含む）
【什器備品リスト】	2部	A4ファイル
【什器備品カタログ】	2部	適宜
【竣工写真】	2部	適宜（電子データを含む）
【保証書（原本）】	1部	適宜

《注意》 竣工写真の著作権等については、次の通りとする。

- （ア）事業者は市による竣工写真の使用が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを本市に対して保証する。事業者は、かかる竣工写真が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、または必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずること。
- （イ）竣工写真は、本市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報等は無償で使用するものとする。この場合において、著作権名を表示しないことができるものとする。
- （ウ）事業者は、あらかじめ本市の承諾を受けた場合を除き、竣工写真が公表されないようにし、かつ、竣工写真が市の承諾しない第三者に閲覧、複写又は譲渡されないようにすること。